

2019年9月30日

各 位

株式会社 第四銀行

### 信託業務の兼営認可取得について

株式会社 第四銀行（頭取：並木 富士雄）は、本日、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条」に基づく信託業務の兼営認可を取得いたしました。

当行は、2006年より信託代理店として相続関連サービスの取り扱いを開始し、2016年からは「TSUBASA アライアンス」に基づく業務提携として千葉銀行と連携し、同サービスのノウハウを蓄積してまいりました。

今般の信託業務の兼営認可取得により、自行商品として相続対策・資産承継関連商品の取り扱いを開始することで、お客さまの多様化する資産承継ニーズに“直接”お応えすることが可能になります。

当行ではこれからも地域密着型金融機関として、「銀行・証券・信託」の金融サービスをワンストップで提供することにより、お客さまの利便性向上を目指してまいります。

#### 記

##### 1. 取扱業務

取扱業務・商品	概 要
遺言信託	遺言書（公正証書遺言）の作成、保管、管理、遺言の執行まで一貫して銀行がサポートを行う商品。
遺産整理業務	相続発生時に、銀行がお客さま（相続人）に代わって、預貯金の解約・換金や不動産の名義変更などの煩雑な手続きを行う業務。
金銭信託 （遺言代用信託）	相続発生時に、簡単なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまが、お客さま（相続人）から信託されたご資金を受け取れる商品。

##### 2. 取扱開始日

- ・2019年10月1日（火）

##### 3. 取扱店舗

###### (1) 「遺言信託」・「遺産整理業務」

- ・営業店 110 ヶ店

新潟県内の全店（新潟空港出張所を除く）および会津支店

###### (2) 「金銭信託（遺言代用信託）」

- ・営業店 118 ヶ店

全店（新潟空港出張所を除く）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

電話 025 (229) 8181

営業本部 リテールグループ／渡辺、松縄

